

平成29年度 第3回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険に関する会議

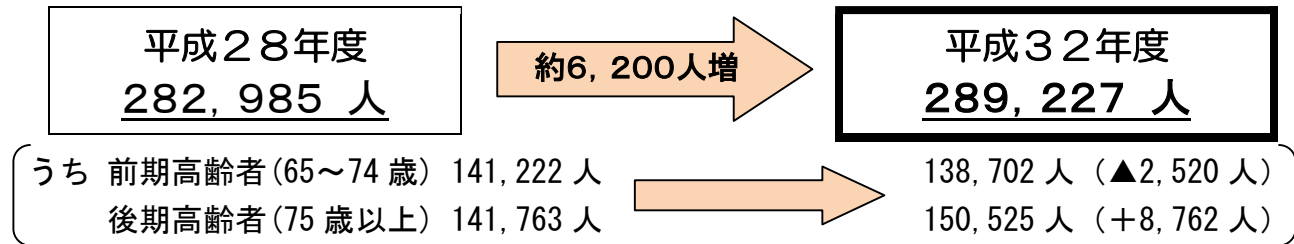
議 題

(1) 第7期介護保険料について

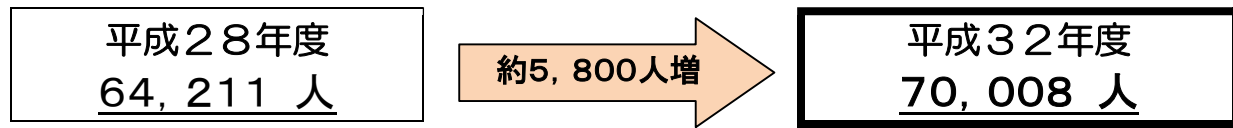
第7期介護保険料(平成30~32年度)の素案について

1. 保険料算定の基礎となる本市の推計

◆ 第1号被保険者数(65歳以上)



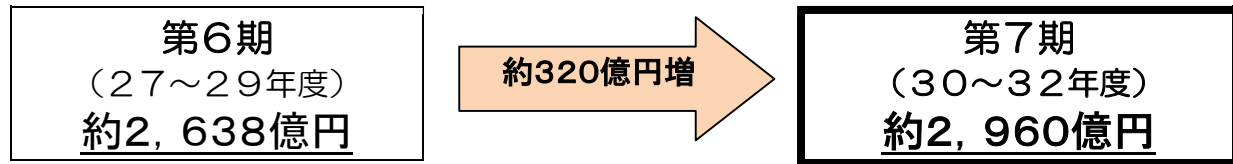
◆ 要介護認定者数



◆ 介護サービス利用者数



◆ 介護費用(3年間合計) ※ 27・28年度は決算額、29年度は予算額

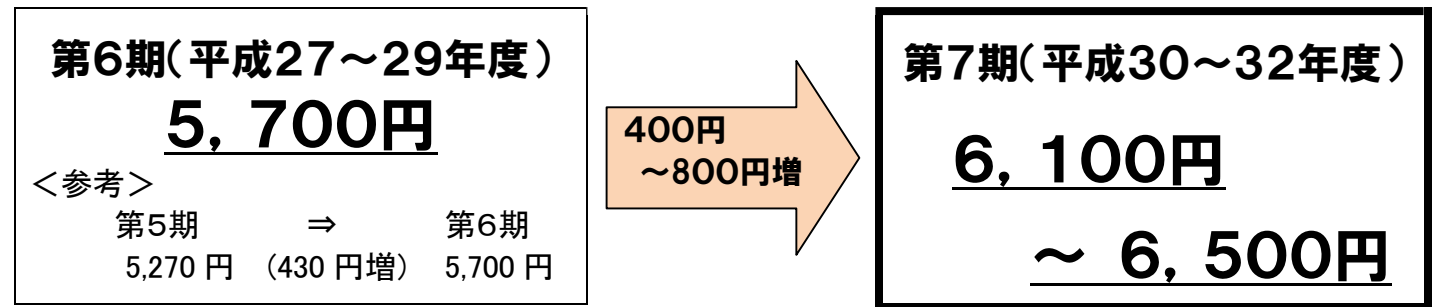


2. 保険料の増加要因

主な増加要因

- 要介護認定者の大半を占める「後期高齢者」の増加
(認定者の86%が「後期高齢者」(H28年度末時点))
- 介護施設等の整備による給付費の増加
(施設サービス等の増加による1人当たりのサービス費用の上昇)
- 第1号介護保険料の「法定負担割合」の増加
【第6期: 22% ⇒ 第7期: 23%】
※第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40~64歳)の人口比で決定)

3. 第7期介護保険料(基準月額)の素案



■ 国が現在検討している「介護報酬」の改定内容
■ 「介護給付準備基金(※)」の活用額
等により、今後、保険料額が変動することが考えられるため、推計額に幅を持たせています。

(※)「介護給付準備基金」は、介護保険料の剰余分を積み立てたものであり、国の基本的な考え方として、適切に取り崩した上で次期保険料の上昇抑制に充てることが示されています。
今回は、過去の計画と同率の基金を活用した場合の推計となっています。

4. 保険料段階の設定

- 本市の第6期保険料段階の設定においては、国の示した標準段階(9段階)に対し、より被保険者の負担能力に応じた保険料となるよう多段階化(12段階)しています。
- 第7期保険料の段階設定においても、保険料段階を「12段階」とします。(下図参照)

保険料率 ※カッコ内は 公費軽減後	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
	▲0.05	0.5(0.45)	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.2	1.25	1.5	1.75	2.0
対象 範囲	本人が市民税非課税				本人が市民税課税							
	世帯全員が市民税非課税				世帯の中に 市民税課税者がいる				本人が市民税課税			
第7期保険料 (月額)	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額 120万円未満	合計所得金額 120万円以上 160万円未満	合計所得金額 160万円以上 200万円未満	合計所得金額 200万円以上 300万円未満	合計所得金額 300万円以上 400万円未満	合計所得金額 400万円以上 600万円未満	合計所得金額 600万円以上
	約2,750 ~ 約2,930	約4,270 ~ 約4,550	約4,580 ~ 約4,880	約5,490 ~ 約5,850	約6,100 ~ 約6,500	約7,020 ~ 約7,480	約7,320 ~ 約7,800	約7,630 ~ 約8,130	約9,150 ~ 約9,750	約10,680 ~ 約11,380	約12,200 ~ 約13,000	約12,810 ~ 約13,650
(参考)第6期	2,570	3,990	4,280	5,130	5,700	6,560	6,840	7,130	8,550	9,980	11,400	11,970

本市における第7期介護保険料について

1. 第7期介護保険事業計画

(1) 第1号被保険者数（65歳以上）及び要介護認定者数の見込み

① 第1号被保険者数

本市の65歳以上の高齢者（第1号被保険者）は今後も増加し、平成32年度（2020年）には約28万9千人になる見込みですが、同年をピークに減少していきます。しかしながら、75才以上の「後期高齢者」については、引き続き増加していきます。

（単位：人）

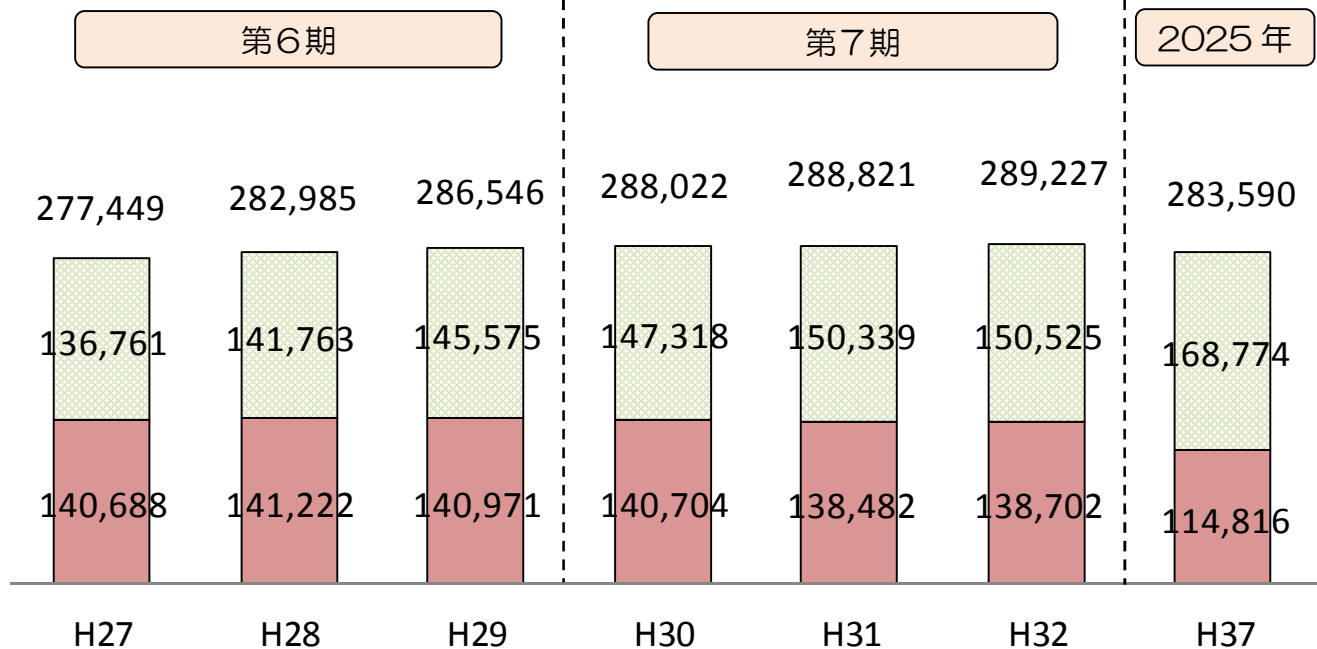
	第6期			第7期			将来推計
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
第1号被保険者数	277,449	282,985	286,546	288,022	288,821	289,227	283,590
75歳以上 (割合：%)	136,761 (49.3)	141,763 (50.1)	145,575 (50.8)	147,318 (51.1)	150,339 (52.1)	150,525 (52.0)	168,774 (59.5)
65～74歳 (割合：%)	140,688 (50.1)	141,222 (50.1)	140,971 (49.2)	140,704 (48.9)	138,482 (47.9)	138,702 (48.0)	114,816 (40.5)

※ 平成27・28年度は実績値(平均値)、平成29年度は9月速報値。平成30年度以降は推計値。

第1号被保険者数の推計(前期・後期別)

(単位：人)

■ 前期 □ 後期



② 要介護認定者数

高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者も引き続き増加していくことが予想され、平成32年度には約7万人になる見込みです。
(単位:人)

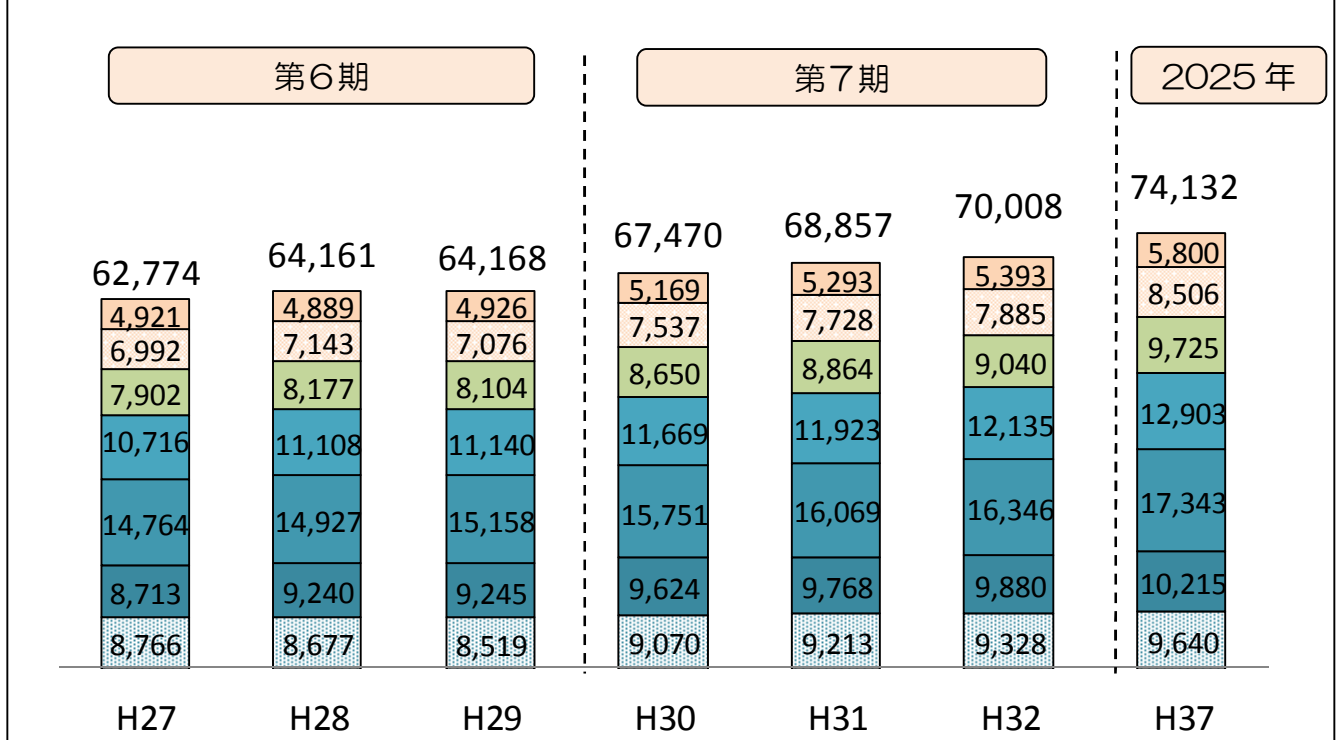
	第6期			第7期			将来推計
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
要介護認定者数	62,781	64,211	64,168	67,470	68,857	70,008	74,132
要介護5	4,909	4,890	4,926	5,169	5,293	5,393	5,800
要介護4	6,954	7,108	7,076	7,537	7,728	7,885	8,506
要介護3	7,903	8,177	8,104	8,650	8,864	9,040	9,725
要介護2	10,755	11,119	11,140	11,669	11,922	12,136	12,903
要介護1	14,725	14,988	15,158	15,751	16,069	16,346	17,343
要支援2	8,795	9,266	9,245	9,624	9,768	9,880	10,215
要支援1	8,740	8,663	8,519	9,070	9,213	9,328	9,640
認定率 (被保険者数÷認定者数)	22.6%	22.7%	22.4%	23.4%	23.8%	24.2%	26.1%

※ 平成27・28年度は実績値(平均値)、平成29年度は9月速報値。平成30年度以降は推計値。

要介護認定数の推計(要介護度別)

(単位:人)

■ 要支援1 ■ 要支援2 ■ 要介護1 ■ 要介護2 ■ 要介護3 □ 要介護4 □ 要介護5



(2) 介護サービス利用者数の見込み

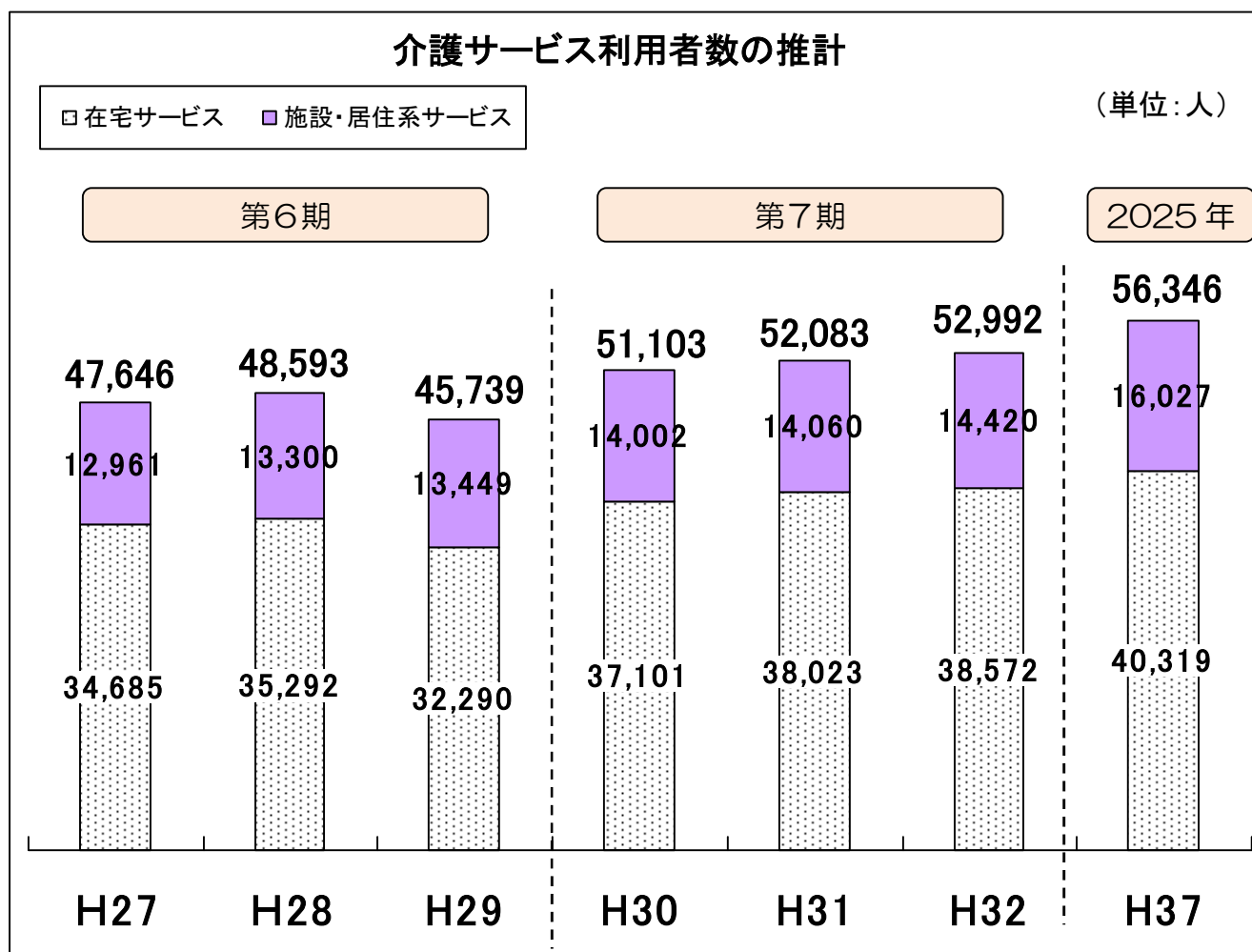
介護保険のサービス利用者は、軽度者（要支援1・2）の介護サービスの一部が地域支援事業へ移行したことにより一旦減少しましたが、要介護認定者の増加や施設の計画的な整備等により、今後も増加を続け、平成32年度には約5万3千人になる見込みです。

(単位：人/月)

	第6期			第7期			将来推計
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
サービス利用者数	47,646	48,593	45,739	51,103	52,083	52,992	56,346
在宅サービス	34,685	35,293	32,290	37,101	38,023	38,572	40,319
施設・居住系サービス	12,961	13,300	13,449	14,002	14,060	14,420	16,027

※ 平成27・28年度は実績値(平均値)、平成29年度は7月速報値。平成30年度以降は推計値

※ 【施設・居住系サービス】：介護保険3施設・グループホーム・特定施設入居者生活介護



(3) 保険給付費・地域支援事業費の見込み

介護サービスの利用見込みから、平成30～32年度の3年間における保険給付費を約2,775億円、地域支援事業費を約185億円、合計で約2,960億円を見込んでいます。

(単位：億円)

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	H37
総事業費	1,253	1,673	1,779	2,058	2,319	2,713	2,960	1,133
保険給付費	1,253	1,673	1,744	2,011	2,270	2,581	2,775	1,063
地域支援事業費	—	—	35	47	49	132	185	70

※ 第1期から第5期までは実績値。第6期、第7期は計画値。

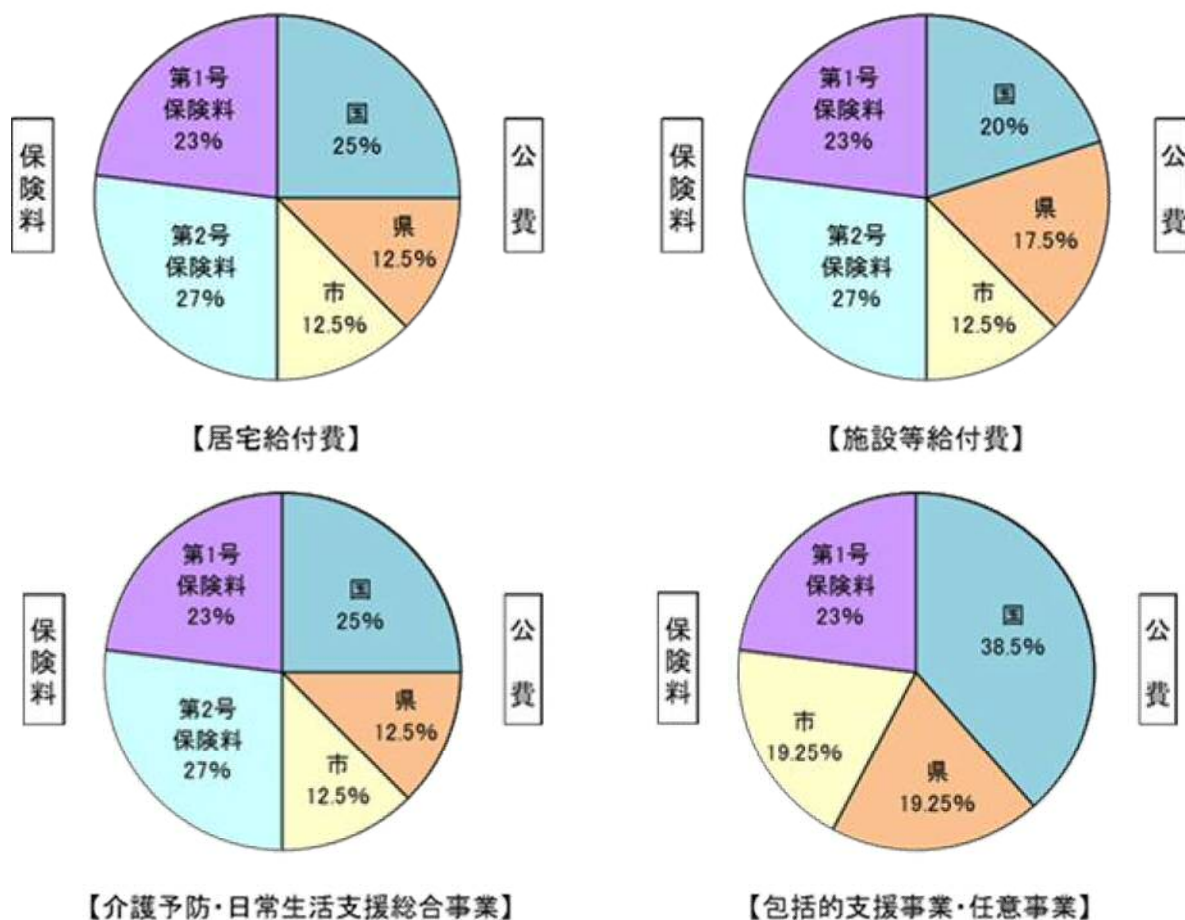
※ 第7期計画値は、介護報酬の改定等の影響により、今後変動することがあります。

(4) 介護給付費等の負担割合

介護保険のサービスにかかる費用は、利用者負担分（1割（一定以上所得がある人は2割又は3割））を除いた残りが保険から給付され、その財源は、保険料と公費（税金）で賄われています。

公費は国、県、市で負担し、保険料は第1号被保険者（65歳以上の方）及び第2号被保険者（40～64歳の方）で負担します。

このうち、第1号被保険者の保険料で負担する割合は、平成30年度から、第2号被保険者との全国の人口比により23%（第6期は22%）となります。



2. 第7期介護保険料の考え方について

高齢化の進展に伴う介護保険に関する費用の増加により、介護保険料の負担水準の上昇が避けられない中、制度の持続可能性を確保し、より安定的な介護保険制度を運営していくためには、被保険者の負担能力に応じた保険料を賦課することが重要です。

【本市の保険料設定における基本的な考え方】

(1) 被保険者の負担能力に応じた保険料段階の設定

本市の第6期保険料段階の設定においては、国の示す標準モデル（9段階）に対し、より負担能力に応じた保険料となるよう、段階を「12段階」としました。

第7期保険料段階の設定にあたっては、第6期の保険料段階を基本とした段階設定を行います。

(2) 介護給付準備基金（保険料剰余分）の活用

介護保険料の剰余分については、介護給付準備基金に積み立てることとされていますが、当該基金については、国の基本的な考え方として、

- ① 次期計画期間に歳入として繰り入れ、介護保険料の上昇抑制に充てることが1つの考え方であり、
- ② 介護給付準備基金の適切な取崩しを検討されたい

と示されていることから、本市においても介護保険財政の運営上必要な金額を残した上で、第7期介護保険料の上昇抑制のために充当します。

(3) 公費による低所得者の保険料軽減について

介護保険法に基づいた、公費による低所得者（市民税世帯非課税の人）の保険料軽減について、引き続き実施します。

【第7期介護保険料の主な増減要因等】

<増加要因>

- 要介護認定者の大半を占める「後期高齢者」の増加
（認定者の86%が「後期高齢者」（H28年度末時点））
- 介護施設等の整備による給付費の増加
（施設サービス等の増加による1人当たりのサービス費用の上昇）
- 第1号介護保険料の「法定負担割合」の増加 【第6期：22% ⇒ 第7期：23%】
※第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40～64歳)の人口比で決定)

<減少要因>

- 北九州市介護給付準備基金の活用
- 介護報酬改定（マイナス改定の場合）

(2) 第1号被保険者の第7期介護保険料(基準額)の算定

【第1号被保険者保険料(基準額:月額)の算定方法】

$$\frac{\begin{array}{l} \text{保険給付費・地域支援事業費} \\ \text{(3年間の見込み)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{第1号被保険者の} \\ \text{負担割合(23\%)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{※ 介護給付準備基金} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{3年間の第1号被保険者数} \end{array}} \div 12 \text{月}$$

= **約6,100円 ~ 約6,500円(基準額)**

※ 過去の介護保険事業計画と同率の「介護給付準備基金」を活用した場合。
現在国において検討されている介護報酬の改定内容や、介護給付準備基金の充当額等により、上記基準額は変動します。

【 第1号被保険者の第7期介護保険料（平成30～32年度） 】

段階	対 象 範 囲			料率	保険料額 (月額)
第1段階	生活保護受給者等（※） 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の人			—	基準額 × 約2,750円 ～ 約2,930円
	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の 「課税年金収入額（ア）」＋ 「合計所得金額（イ）」－「年 金収入に係る所得（ウ）」－ 「租税特別措置法上の特別 控除額（エ）」で算出した額 が右記に該当する	80万円以下	基準額 × 0.45 約4,270円 ～ 約4,550円
80万円超 120万円以下				基準額 × 0.7 約4,580円 ～ 約4,880円	
120万円超				基準額 × 0.75 約5,490円 ～ 約5,850円	
80万円以下		基準額 × 0.9 約6,100円 ～ 約6,500円			
80万円超		基準額 約7,020円 ～ 約7,480円			
第2段階	本人が市民税課税	世帯の中に 市民税課税 の人がいる	本人の前年の「合計所得金額（イ）」 －「租税特別措置法上の特別控除額 （エ）」で算出した額が右記に該当す る	120万円未満	基準額 × 1.15 約7,320円 ～ 約7,800円
第3段階				120万円以上 160万円未満	基準額 × 1.2 約7,630円 ～ 約8,130円
第4段階				160万円以上 200万円未満	基準額 × 1.25 約9,150円 ～ 約9,750円
第5段階				200万円以上 300万円未満	基準額 × 1.5 約10,680円 ～ 約11,380円
第6段階				300万円以上 400万円未満	基準額 × 1.75 約12,200円 ～ 約13,000円
第7段階				400万円以上 600万円未満	基準額 × 2.0 約12,810円 ～ 約13,650円
第8段階				600万円以上	基準額 × 2.1
第9段階					
第10段階					
第11段階					
第12段階					

※ 中国残留邦人等に対する支援給付、生活に困窮する外国人に対する保護を受けている人を含みます。

ア 国民年金・厚生年金等（障害年金、遺族年金は除く）の公的年金等控除前の総支払額をいいます。

イ 地方税法第292条第1項第13号に規定される額であり、税法上の各種控除前の所得金額をいいます。

ウ 所得税法第35条第2項第1号に規定される額をいいます。

エ 租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額をいいます。

3. 本市独自の保険料の負担軽減制度について

本市では、市独自の低所得者対策として、市民税世帯非課税の人のうち、生活困窮により介護保険料の支払いが難しく、一定の要件に該当する場合、申請により保険料を減額する制度を実施しており、第7期においても引き続き実施します。

(1) 要件

保険料段階が第2段階、第3段階の人で、以下の全ての要件に該当する人が対象。

収入	○ 前年の世帯全員の収入が収入基準額以下であること。 ※ 1人世帯の場合、96万円+家賃負担額（家賃限度額37.8万円）
資産	○ 居宅用以外の土地及び家屋を世帯全員が所有していないこと。 ○ 居宅用のものは、固定資産税の評価額が2,400万円未満であること。 ○ 世帯全員の預貯金等の合計額が350万円以下であること。
扶養	○ 他の世帯の人から扶養されていないこと。

(2) 軽減内容

第2段階、第3段階の保険料を、第1段階相当額まで減額します。